

令和 8 年度
ポンプ格納庫増設実施設計業務

現 場 説 明 事 項

東海農政局 土地改良技術事務所

1. 一般事項

1) 入札の提出に関する事項について

- (1) この業務の入札の提出は、業務請負契約書案及び、この現場説明指示事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）に従って行うものとする。
- (2) この業務の入札の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税法及び地方税法に定める消費税及び地方消費税の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2) 業務請負契約書案について

第4条関係

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東海農政局土地改良技術事務所歳入歳出外現金出納官吏庶務課長 森下 葉子」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官会計課課長補佐（主計）高見 龍一郎」と記載するよう申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについて

ては、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

[注] (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東海農政局土地改良技術事務所長 島尾 武文」と記載するように申し込むこと。
- (ロ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (ハ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (ニ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (ホ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (ヘ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されるものとする。
- (コ) 請負代金額の変更により契約保証金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (ク) 受注者は、銀行等が保証した場合に当たっては業務完成後、分任支出負担行為担当官から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。

- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官東海農

政局土地改良技術事務所長 島尾 武文」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 証券上の主契約の内容として業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官東海農政局土地改良技術事務所長 島尾 武文」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途超過分を徴収する。

- (2) (1)ウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- (5) 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について前払保証約款第7条の

2に基づく履行期間変更の被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、履行期間変更に係る業務請負契約書の写しを送付するものとする。

- (6) 東海農政局土地改良技術事務所庁舎（名古屋農林総合庁舎2号館）の移転について令和8年10月以降に庁舎移転を予定しているため、履行期間中の提出書類の住所等に留意すること。

【移転先】〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号

2. 指示事項

1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合には、発注者と協議を行うこと。

3. 細部事項

1) 業務概要

特別仕様書に示すとおり。

2) 業務仕様書

共通仕様書及び特別仕様書による。

3) 契約に係る事項

別紙1のとおり。

4) その他

(別紙 1)

契 約 に 係 る 事 項

1. 適用基準

本業務の積算における適用基準は、国土交通省大臣官房長官管轄部「官庁施設の設計業務積算基準」(令和6年1月改定)に基づく。

また、適用条件については下記のとおりとする。

算定手法	床面積に基づく算定方法
建築物の類型	第一号
建築物の用途	第1類
適用規模	$100\text{m}^2 \leq S \leq 100,000\text{m}^2$ S : 床面積
難易度補正	なし(鉄骨造)

2. 採用単価時期

本業務の積算で採用する単価は、令和8年6月時点の単価とする。

3. 業務量の目安

特別仕様書第3-1条に示している作業内容の業務量の目安は、下表のとおり想定している。

建築主の要求等の確認	技師 (C)	人・時間	19.000
設計条件の変更等の場合の協議	技師 (C)	人・時間	5.000
法令上の諸条件の調査	技師 (C)	人・時間	10.000
建築確認申請に係る関係機関との打合せ	技師 (C)	人・時間	7.000
総合検討	技師 (C)	人・時間	37.000
実施設計のための基本事項の確定	技師 (C)	人・時間	16.000
実施設計方針の策定及び建築主への説明	技師 (C)	人・時間	10.000
実施設計図書の作成	技師 (C)	人・時間	153.000
建築確認申請図書の作成	技師 (C)	人・時間	23.000
概算工事費の検討	技師 (C)	人・時間	17.000
実施設計内容の建築主への説明等	技師 (C)	人・時間	11.000
積算数量算出書の作成	技師 (C)	人・時間	41.000
単価作成資料の作成	技師 (C)	人・時間	14.000
見積収集	技師 (C)	人・時間	15.000
見積検討資料の作成	技師 (C)	人・時間	10.000
計画通知資料作成	技師 (C)	人・時間	16.000

4. 打合せ

特別仕様書第4-1条に示している打合せは、作業項目内訳表の作業項目における作業内容の建築主への説明及び協議段階とし、下記のとおり想定している。

また、打合せに係る旅費及び人件費は契約に係る事項 3. に示している表に含むものとする。

打合せ	段階
初 回	要求等の確認
第 2 回	実施設計方針の策定
第 3 回	実施設計内容の建築主への説明等
最終回	とりまとめ内容の建築主への説明等

5. 情報開示用報告書作成費

特別仕様書第 5 章第 5－1 条に示す不開示情報成果物の作成に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人を想定している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果品データ（PDF 形式）を基に、PDF ファイルの編集機能を用いてマスキング等の措置を行い、そのデータを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 1 部提出するものとする。

6. その他

（1）提出された技術提案書に記載された提案内容を確実に履行すること。

（2）特別仕様書第 3－1 条（作業項目及び数量）で示している作業内容の業務範囲は、既設の格納庫（A＝214.34m²）及び元補宿舎跡地（A＝231.32m²）相当を想定している。配置計画の検討の中で業務範囲が変更になった場合は協議の対象とする。

（3）既設の格納庫の撤去について、実施設計を本業務に追加する場合がある。

（4）東海農政局土地改良技術事務所庁舎の移転について

令和 8 年 10 月以降に東海農政局土地改良技術事務所庁舎（名古屋農林総合庁舎 2 号館）は移転予定であるため、提出書類の住所等留意すること。

【移転先】〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号